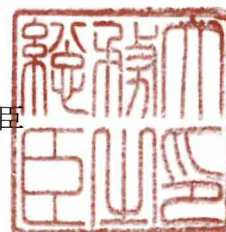




総 統 事 第 3 5 号  
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 位

総 務 大 臣



#### 経済センサス - 基礎調査の事前周知について (依頼)

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。  
総務省では、令和6年6月に「経済センサス - 基礎調査」を実施します。

この調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに実施する政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

「経済センサス - 基礎調査」のより円滑な実施に向け、調査の趣旨、必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事、広告の掲載等を通じて、「経済センサス - 基礎調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済構造実態調査」と同時一体的に実施し、調査対象事業所の負担軽減を図ることとしています。